

令和5年4月から 『難聴児補聴器購入費助成事業』における、 補聴器の修理に係る経費等の助成内容を 拡充します。

「難聴児補聴器購入費助成事業」とは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、補聴器を装用することで言語の取得等の効果が見込める場合に、補聴器の購入費用等の一部を助成する事業です。令和5年4月から、補聴器の修理費の助成内容の拡充及び補聴援助システムの基準価格の見直し、デジタル式補聴器調整加算の助成を行います。

1 対象児

- (1) 市内に住所がある18歳未満の難聴児
- (2) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

2 拡充内容

(1) 修理費

- ・補聴器本体を購入又は制作した年度を除く、1年度につき1回（両耳装用の場合2回）に限り、修理費と補装具費の掲げる修理基準とを比較し、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）を助成する。

(2) 補聴援助システム

- ・受信機及びワイヤレスマイクの基準価格の見直しを行う。

名称	補聴援助システム1台当たりの基準価格(円)	
	拡充前	拡充後
受信機	80,000	92,000
ワイヤレスマイク	98,000	128,000



(3) デジタル式補聴器調整加算

- ・デジタル式補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、1台につき2,000円を基準価格に加算することができる。

3 申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 意見書（裏面の医療機関で作成されたもの）※ 修理費の場合は不要です。
- (3) 見積書（意見書の処方に基づき、裏面の補聴器専門店で作成されたもの）
※ 修理費の場合、意見書の処方に基づく必要はありません。
- (4) 対象児童の聴力レベルがわかる書類
※ 補聴器本体の助成を受けたことがない方のみ

4 所得制限

世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満

5 医療機関（令和5年4月1日時点）



医療機関名	診療科	郵便番号	住所	電話
広島市こども療育センター	耳鼻咽喉科	732-0052	東区光町二丁目15番55号	263-0683
広島市立広島市民病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	730-8518	中区基町7番33号	221-2291
広島大学病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	734-8551	南区霞一丁目2番3号	257-5555
県立広島病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科 小児感覚器科	734-8530	南区宇品神田一丁目5番54号	254-1818

6 認定補聴器専門店（令和5年4月1日時点）

店舗の名称	郵便番号	住所	電話
トーション・広島補聴器センター	732-0824	南区的場町一丁目2番21号 広島第一生命O.Sビル1F	553-9788
聞こえの田中株式会社広島本通店	730-0035	中区本通7番27号トミヤビル1F	248-4133
広島そごう本館メガネサロン	730-0011	中区基町6番27号 そごう広島店本館8Fメガネサロン	512-7351
補聴器センターアイ本店	730-0051	中区大手町三丁目1番8号 清水ビル	541-3311
株式会社光電広島補聴器センター	730-0017	中区鉄砲町8番6号 ありみビル2F	227-1007
マキチエ株式会社広島営業所	730-0017	中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル10F	221-5336
補聴器センターアイ可部店	731-0221	安佐北区可部三丁目19番24号	819-3313
あんしん補聴器	731-5128	佐伯区五日市中央五丁目18番5号 高田ビル101号	921-3305

7 お問合せ先

名称	電話番号	ファックス番号
障害福祉課	504-2147	504-2256
中区福祉課障害福祉係	504-2588	504-2175
東区福祉課障害福祉係	568-7734	568-7781
南区福祉課障害福祉係	250-4132	254-9184
西区福祉課障害福祉係	294-6346	294-6311
安佐南区福祉課障害福祉係	831-4946	870-2255
安佐北区福祉課障害福祉係	819-0608	819-0602
安芸区福祉課障害福祉係	821-2816	821-2832
佐伯区福祉課障害福祉係	943-9769	923-1611